

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット  
理事長 山崎 省吾 殿

平成26年10月14日

株式会社 ハナテン  
中古車事業部 部長  
宮崎 公嘉

## ご 回 答

平成26年9月17日付け貴法人の再質問に対して、以下のとおり回答いたします。

### 第1 本件条項の改訂について

本件条項は、以下のとおり変更を予定しております。

「乙が申込みを撤回し、このために甲に損害が生じた場合、通常生じる範囲のものに限り、甲に損害額を請求され、乙が支払った申込金の一部と相殺されても異議ないものとする。」

弊社では、変更前に印刷した注文書が残っているため、かかる条項への変更は、次回印刷分からとなります。

### 第2 申込金の金額について

弊社がお客様からお預かりする初回の申込金の金額は、社内基準により、1万円以上となっております。

### 第3 本件条項の損害の金額

#### 1 貴法人のご質問について

貴法人から、平成26年1月14日付け弊社回答書に記載した各費目の金額及び算定基準についてご質問いただいておりますが、これらの費目は、抽象的損害ではなく実損です。

したがいまして、金額はその都度異なりますし、算定基準はございません。

例えば、登録にかかる陸送費は、陸送距離に応じた金額となりますし、お客様から特別に注文された部品の発注・取り付け作業に伴う費用も、部品の種類や作業量によって異なります。

他方、弊社では、自動車登録及び車庫証明申請を行政書士に依頼しておりますので、これらの費用については、お客様ごとに大きな差はなく、概ね登録・届出費用として3万円前後、車庫証明費用として約2万円をいただいております。

## 2 請求根拠

なお、弊社とおお客様との売買契約の成立時期は、自販連や中販連の標準約款に従い、自動車の登録がなされた日、注文により当社が修理・改造・架装に着手した日もしくは自動車の引渡しがなされた日のいずれか早い日とされております（弊社注文書第3条）。

したがって、上記の費目のうち、登録に要した費用や、部品の取り付け作業に伴う費用は、契約成立後に生じた損害となりますので、これらの費用を、お申込みを撤回されたお客様に請求する場合の根拠は、契約締結上の過失責任ではなく、売買契約上の債務不履行責任となります。

ただし、弊社では、これらの損害について、お客様の事情を考慮し、実際には請求しない場合がほとんどとなっております。

以上